

## 第4次是正項目について

検査法人においての検査項目・検査手法について、全国的に統一が図れていない部分があり、平成17年度からその項目について統一するよう実施してきたところです。

今般、**第4次是正項目**として**平成19年5月**より下記の項目等についても**検査時に確認**することになりましたのでご協力を願いします。(詳しくは法人職員にお尋ね下さい。)

### 1. エアーブレーキのエアー圧低下警報装置の警報機能の確認

※上回り検査時にブレーキ操作等によりエアーを抜き、警報装置の作動を確認します。

(検査時間短縮のためエアブレーキの車両は、検査の順番が近づいたらエア抜きを行って下さい。)

### 2. 排気騒音の検査機器を用いての測定

①騒音が基準値を超えるおそれがあると判断した車両。

②明らかに消音器の変更が行われている車両。

※下回り検査終了後に新規コース出口にて測定を行いますので、新規コースに並び検査官の指示に従って下さい。

### 3. ファンベルト、パワステベルト等の緩み・損傷

### 4. ブレーキ・リザーバタンクの液量確認構造

### 5. 連結装置の損傷等の確認

### 6. デフロスタの備え付け及び構造・機能の確認

### 7. 施錠装置の機能確認

### 8. ばねを改造している車両のジャッキアップしてばねの遊び等の確認

### 9. DS検査時のエアクリーナ取り付け状況

### 10. バラ積み基準緩和トレーラのスタンションの取り付け本数の確認

### 11. その他

今後も順次、検査項目・検査手法の全国統一化を図って参りますので、円滑かつ安全・確実な検査にご協力を願いします。

## 平成17年排気ガス規制について

平成19年9月1日から排気ガス（ガス記号3桁）が適用されます。

これにより平成19年9月1日以降の新車新規（予備）検査において、ガス記号が2桁の自動車（大型特殊及びオートバイは除く）は検査に合格しませんので注意してください。

17年規制に適合していない自動車については平成19年8月31日までに車検証（予備検査証）の交付を受けて下さい。

※ガス記号：型式の頭部に付与される識別記号